# しずぎんビジネスアプリご利用規定

「しずぎんビジネスアプリご利用規定」（以下「本規定」といいます）は、しずぎんWEB-PCバンキングサービスの契約者（以下「契約者」といいます）が株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます）の提供するアプリケーション「しずぎんビジネスアプリ」（以下「本アプリ」といいます）を利用して、しずぎんWEB-PCバンキングサービスおよびしずぎんビジネスポータルで提供するサービスを利用する場合等のご利用条件等を定めるものです。
本規定に記載のない事項については、「しずぎんWEB-PCバンキングサービスご利用規定」（以下「WEB-PC規定」といいます）および「しずぎんビジネスポータルご利用規定」（以下「ビジネスポータル規定」といいます）に従うものとし、本規定に記載した用語は、特段の定めがない限りWEB-PC規定またはビジネスポータル規定における用語と同じ意味を有するものとします。なお、WEB-PC規定またはビジネスポータル規定と本規定との間に齟齬がある場合、本アプリの利用に関する事項については本規定を優先して適用します。
契約者は、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意のうえ、契約者自身の責任において本アプリを利用するものとします。

## 第1章 総則

### 第1条（本アプリについて）

１．本アプリは、スマートフォン等の端末のうち当行所定の環境にあるもの（以下「所定端末」といいます）にインストールしたうえで利用することにより、しずぎんWEB-PCバンキングサービスおよびしずぎんビジネスポータルが提供する各種サービス（以下、本アプリを通じて提供されるこれらのサービスを総称して「本サービス」といいます）を、所定端末に適した操作性で利用できるようにするアプリケーションです。
２．本アプリは、所定端末からしずぎんWEB-PCバンキングサービスまたはしずぎんビジネスポータルのブラウザ版サービスを直接利用可能とするものではなく、当行が本アプリ上で提供する範囲に限り、各サービスの一部機能を利用できるものです。

### 第2条（利用対象者）

１．本アプリは、しずぎんWEB-PCバンキングサービスに付随するサービスです。本アプリの利用を希望する場合は、当行所定の方法により、しずぎんWEB-PCバンキングサービスを契約のうえ、当行所定の利用登録手続きを行うものとします。
２．本アプリは、当行所定の方法により本アプリ単体の利用解除が可能ですが、これにより、しずぎんWEB-PCバンキングサービスの契約が終了するものではなく、しずぎんビジネスポータルの利用が終了するものでもありません。一方、しずぎんWEB-PCバンキングサービスが解約となった場合は、本アプリの利用もあわせて終了するものとします。

**第3条（利用者区分等）**

１．本サービスにおける利用者とは、契約者ならびに契約者が法人の場合は契約者の役員および従業員等、契約者が個人の場合は契約者の従業員等で、次項に定める者をいいます。

２．本サービスを利用するにあたり、操作権限等に応じて利用者は次の各号の区分に分類されます。

① マスターユーザ

マスターユーザは契約者もしくは契約者に任命された利用者であり、本サービスの利用のための初期設定を行います。契約者の登録内容の変更等を行うことができる企業管理権限、および自身を含む全ての利用者を管理できる利用者管理権限を持ちます。なお、マスターユーザは1人だけ登録可能です。

② 管理者ユーザ

契約者に任命された企業管理権限および利用者管理権限を持つ利用者です。マスターユーザと権限の範囲は同じです。複数人登録が可能です。

③ 一般ユーザ

契約者に任命された企業管理権限および利用者管理権限を持たない利用者です。管理者ユーザにより設定された権限の範囲内でサービスを利用できます。

3．全ての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録（以下、登録した電子メールアドレスを「登録アドレス」といいます）が必要です。

４．全ての利用者は契約者に任命されるものとします。また、契約者は利用者の行為を監督し、本規定を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

**第4条（利用可能日・利用可能時間等）**

１．本サービスの利用可能日・利用可能時間は、いずれも当行所定の日および時間帯とします。

２．回線障害、システムの保守・点検、安全性の維持その他必要な事由がある場合、当行は契約者に予告することなく、本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

**第5条（利用料等）**

本アプリの利用料は無料とします。ただし、本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴うアップデートを含みます）にかかる通信料は契約者の負担とし、取引内容に応じてWEB-PC規定およびビジネスポータル規定所定の手数料が必要となる場合があります。

**第6条（利用可能な端末）**

１．本アプリは、所定端末に限り利用することができます。利用環境の詳細は当行ホームページ等でご確認ください。当行所定の環境を満たさない端末を利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

２．利用者は、本アプリを当行所定の最新バージョンまたは当行が利用を認めるバージョンで利用するものとします。当行は、セキュリティ上またはサービス提供上必要がある場合、旧バージョンの本アプリの利用を制限または停止することがあります。

### 第7条（不正なアプリケーションに関する注意喚起）

利用者は、本アプリを当行が指定する公式アプリストアでのみダウンロードまたはアップデートするものとし、当行を装った偽のアプリケーションその他不正なアプリケーションをダウンロードまたはインストールしないよう十分注意するものとします。不正なアプリケーションの利用または当行が指定しない方法による本アプリの取得・利用により契約者に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

### 第8条（アプリストアおよび第三者サービス）

１．本アプリのダウンロード、インストール、アップデートその他の利用にあたっては、App Store、Google Playその他のアプリストアまたは通信事業者等、第三者が提供するサービス（以下「第三者サービス」といいます）の利用条件が適用される場合があります。
２．契約者は、自己の責任において第三者サービスの利用条件等を確認し、これに従うものとします。
３．第三者サービスの仕様変更、提供の停止または終了、障害、その他当行の責めに帰すべき事由によらない事由により、本アプリの全部または一部が利用できない場合、または契約者に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

## 第2章 本人確認・認証方法

### 第9条（ログインID取得およびログイン認証方法）

１．マスターユーザは、当行所定の方法により初期設定（ログインIDの取得等）を行うものとします。なお、初期設定はしずぎんWEB-PCバンキングサービスと共通であるため、既に登録済みの場合は改めて行う必要はありません。
２．本アプリを利用する際の認証方法（ログイン方法）は、次の各号のいずれかとします。
①ログインIDおよびログインパスワードにより利用者であることを確認する方法
②次条に定める生体認証機能を利用する方法
３．前項の認証方法は、利用者が行う設定に基づき決定するものとします。

### 第10条（生体認証）

１．利用者は、本アプリにおいて、所定端末に搭載された生体認証機能（指紋認証、顔認証等、当行所定の方式によるものに限ります。以下「生体認証機能」といいます）を利用することにより、ログインID・ログインパスワード等の入力を省略してログインすることができます。
２．生体認証機能は、当該機能を保有する所定端末に限り利用することができます。

３．生体認証機能の利用にあたり登録される利用者の生体情報は、利用者が使用する所定端末内にのみ保存されるものとし、当行のサーバ等には送信・保存されません。したがって、当行は当該生体情報の管理について責任を負いません。
４．利用者は、生体認証機能の登録にあたっては、当該所定端末の正当な利用権限を有する利用者本人の生体情報のみを登録するものとします。利用者以外の者の生体情報が誤って登録されたこと、もしくは所定端末の生体認証機能の設定・精度等に起因して第三者が生体認証を突破したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行の故意または過失による場合を除き、当行は責任を負いません。

### 第11条（利用者情報の管理）

契約者は、ログインID、ログインパスワード、各種暗証番号等（以下「利用者情報」といいます）ならびに所定端末を、第三者に知られたり、不正に使用されたりしないよう自己の責任のもと厳重に管理するものとします。

## 第3章 資金移動取引における認証（アプリ用トークン）

### 第12条（アプリ用トークンの内容）

１．本アプリを通じて行う振込・振替その他の資金移動を伴う取引（以下「資金移動取引」といいます）は、WEB-PC規定に定めるワンタイムパスワードによる認証に代えてアプリ用トークンによる認証を行うものとします。振込振替サービス暗証番号、承認暗証番号その他WEB-PC規定に定める暗証番号による確認については、同規定を適用するものとします。
２．アプリ用トークンは、取引金額・振込先口座等の取引内容に紐付けて生成されるものとし、当該取引内容が改ざんされた場合には、生成されたアプリ用トークンによる認証は成立しないものとします。

### 第13条（アプリ用トークンの有効化）

１．アプリ用トークンを利用するためには、利用者が当行所定の方法により、本アプリをインストールする所定端末ごとに、アプリ用トークンの有効化申請（以下「有効化申請」といいます）を行う必要があります。
２．当行は、有効化申請を受け付けた場合、あらかじめ当行に届出のある契約者の住所宛に、当行所定の方法により、有効化に必要なコード（以下「有効化コード」といいます）を郵送するものとします。
３．利用者は、前項により送付された有効化コードを、当行所定の期間内に本アプリの画面上に入力するものとし、当行所定の方法により当該入力内容の確認ができた場合に、有効化手続きが完了するものとします。
４．有効化手続きが完了していない端末においては、本アプリを通じた資金移動取引を行うことができません。
５．有効化コードの入力を当行所定の回数を超えて連続して誤った場合、または当行所定の期間内に本アプリへ有効化コードの入力がなされなかった場合、当該有効化申請に

かかる有効化コードは無効となります。この場合、利用者は、当行所定の方法により再度有効化申請を行うものとします。

６．当行へ届出のあった住所の不備、契約者の転居その他契約者の責に帰すべき事由により有効化コードが契約者に到達しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

７．有効化手続きを行った場合、同一のアプリ用トークンを、当該端末以外の端末で利用することはできません。

### 第14条（アプリ用トークンに関する注意事項・免責）

１．契約者は、有効化手続きを行った所定端末を、契約者本人または当該資金移動取引につき正当な権限を有する利用者以外の第三者に使用させないものとし、厳重に管理するものとします。

２．契約者または利用者によりアプリ用トークンによる認証が行われ、当行が当該認証の成立を確認したうえで受け付けた資金移動取引については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当該取引により契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第4章 提供サービスの内容（しずぎんWEB-PCバンキングサービスにかかる機能）

### 第15条（照会サービス）

本アプリでは、WEB-PC規定に定める照会サービスにより、あらかじめ届出のあった照会指定口座にかかる残高照会・入出金明細照会等を、所定端末に適した画面構成で利用することができます。取扱内容の詳細はWEB-PC規定の定めによります。

### 第16条（振込振替サービス）

１．本アプリでは、WEB-PC規定に定める振込振替サービスを、所定端末に適した画面構成で利用することができます。

２．本アプリを通じた振込振替サービスの依頼にかかる本人確認（資金移動取引の認証）は、第3章の定めに従い、アプリ用トークンその他WEB-PC規定に定める認証要素により行います。

３．前2項に定めるもののほか、振込振替サービスの取扱いについては、WEB-PC規定の定めによります。

### 第17条（外部連携サービス）

本アプリを通じた外部連携サービスの利用については、WEB-PC規定の定めによります。

## 第5章 提供サービスの内容（しずぎんビジネスポータルにかかる機能）

### 第18条（お知らせ機能）

１．本アプリでは、ビジネスポータル規定に定めるお知らせ機能により、当行から契約者・利用者への通知その他の情報提供を行います。取扱いの詳細はビジネスポータル規定の定めによります。

２．前項の通知は、利用者の所定端末へのプッシュ通知により行う場合があります。プッシュ通知の内容が所定端末のロック画面等に表示されたことにより第三者に通知内容を知得され契約者に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

３．プッシュ通知の受信を希望しない場合は、本アプリまたは所定端末の設定画面より通知設定をオフにしてください。

### 第19条（取引照会機能）

本アプリでは、ビジネスポータル規定に定める取引照会機能を利用することができます。取扱いの詳細はビジネスポータル規定の定めによります。

### 第20条（請求書作成機能）

本アプリでは、ビジネスポータル規定に定める請求書作成機能を利用することができます。取扱いの詳細はビジネスポータル規定の定めによります。

### 第21条（電子交付サービス）

本アプリでは、ビジネスポータル規定に定める電子交付サービスを利用することができます。取扱いの詳細はビジネスポータル規定の定めによります。

### 第22条（WEB当座貸越サービス）

本アプリでは、しずぎんWEB当座貸越サービスを利用することができます。取扱いの詳細は別途定めるしずぎんWEB当座貸越サービスご利用規定の定めによります。

## 第6章 端末の管理等

### 第23条（端末の管理）

１．契約者は、本アプリの利用にあたり、所定端末ならびに利用者情報、生体認証機能の設定およびアプリ用トークンの有効化情報を自己の責任において厳重に管理するものとします。当該管理義務の不履行その他契約者の責めに帰すべき事由に起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

２．本アプリをインストールした所定端末を機種変更、譲渡、売却、廃棄する場合、または携帯電話会社との契約を解除する場合、契約者は、事前に本アプリの利用解除または削除を行うものとします。

**第24条（権利帰属、利用範囲等）**

１．本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
２．契約者は、本サービスを契約者自身の業務遂行の目的にのみ利用するものとし、これ以外の目的で利用することはできません。
３．契約者は、本アプリの使用権につき、第三者への譲渡、貸与、再使用許諾その他の処分をすることはできません。
４．当行は、契約者または利用者による本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の複製、転載、転送、改変、リバースエンジニアリングその他これらに類する行為を禁止します。

## 第7章 一般条項

**第25条（海外からの利用）**

本アプリの利用は、原則として国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、通信事情その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

**第26条（登録事項等の変更）**

ログインID、ログインパスワード、電子メールアドレス等インターネット上で登録した情報を変更する場合、契約者は当行所定の方法によりインターネット上から変更するものとします。また、暗証番号、利用口座等の届出内容に変更がある場合には、当行所定の方法によりただちに当行へ届け出るものとします。

**第27条（電子メールによる商品・サービス案内）**

１．利用者は、登録アドレスに対し、当行およびしずおかフィナンシャルグループ（株式会社しずおかフィナンシャルグループおよび有価証券報告書に記載されている同社の連結対象子会社のことをいいます）各社が、商品・サービスに関する案内、キャンペーン・セミナー等の情報を電子メールにより送信することについて、あらかじめ同意するものとします。
２．利用者が前項の送信を希望しない場合は、当行所定の方法により、その旨を当行に通知することができます。当行は当該通知を受けた場合、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律その他関連法令に従い、速やかに送信を停止します。
３．当行は、第1項の同意があったことを証する記録（同意取得日時等）を、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に定める期間、保存します。

**第28条（個人情報等の取扱い）**

本アプリの利用に関連して当行が取得する利用者の情報（端末情報、利用状況に関するログ情報を含みます）の取扱いについては、当行が別途定める「静岡銀行プライバシーポリシー（お客さまの個人情報保護に関する宣言）」その他関連規程の定めによるものとし

ます。

**第29条（通知の到達）**

本サービスにかかる当行からの通知について、契約者の届出の懈怠その他契約者の責に帰すべき事由により延着・未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**第30条（取引内容の確認）**

契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

**第31条（解約等）**

しずぎんWEB-PCバンキングサービスが解約となった場合は、本サービスもあわせて解約となります。解約の時点で処理が完了していない取引については、当行はその処理を行う義務を負いません。

**第32条（免責事項）**

１．当行の責によらない通信機器、回線、コンピューター等の障害、災害・事変等当行の責に帰すことができない事由、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延し、または不能となった場合に生じた損害について、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

２．当行は、サービスの安全性の維持、機能改善、法令・制度変更への対応その他相当の事由がある場合、本サービスの内容の全部または一部を変更、追加、停止または終了することがあります。この場合、当行は、緊急やむを得ない場合を除き、当行ホームページ、本アプリへの掲載その他相当の方法により契約者に周知するものとします。これにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

**第33条（規定の準用）**

本規定に定めのない事項については、WEB-PC規定、ビジネスポータル規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、各種定期預金規定、当座勘定規定、ローンカード規定および各種当座貸越契約書により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本アプリの利用に関する事項については本規定を優先して適用するものとします。

**第34条（規定の変更）**

１．本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページまたは本アプリへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
３．第1項の変更により契約者に損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

**第35条（準拠法・合意管轄）**

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私［本サービスの契約者（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ）］は、次の１．の各号のいずれかに該当し、もしくは２．の各号のいずれかに該当する行為をし、または１．にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知により本サービスが解約されても異議は申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

１．当行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
（１）暴力団
（２）暴力団員
（３）暴力団準構成員
（４）暴力団関係企業
（５）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
（６）その他前各号に準ずる者
２．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

以上

制定：２０２６年１０月 ２６日